

商品先物取引における不招請勧誘規制の見直しに係る経緯

平成 26 年 4 月
消費者政策課

○産業構造審議会商品取引所分科会報告書（平成 21 年 2 月 23 日）

商品先物取引のうち特に危険性が高い取引類型として店頭取引について、不招請勧誘を禁止するよう提言

○平成 21 年 6 月 17 日衆議院経済産業委員会「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参議院経済産業委員会においても同旨の附帯決議）

取引所取引のうち、初期の投資以上の損失が発生する可能性のあるものを不招請勧誘禁止の対象に追加

○商品先物取引法改正（平成 21 年）、施行（平成 23 年 1 月）

不招請勧誘禁止規制の導入

○産業構造審議会商品先物取引分科会報告書（平成 24 年 8 月 21 日）

不招請勧誘の禁止規制につき、規制の効果と実態を検証すべきと提言

○規制改革実施計画閣議決定（平成 25 年 6 月 14 日）

勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行うことが計画に盛り込まれる

○「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策に関する意見」（消費者委員会）（平成 26 年 4 月 8 日）

不招請勧誘禁止規制の緩和策に対し、深く憂慮し、その再考を求める意見が出される